

23年度の心臓検診結果について議論される

若年者心臓検診対策専門委員会

■ 日 時 平成24年6月28日（木）午後4時～午後6時10分

■ 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町

■ 出席者 14人

岡本会長、坂本委員長

石谷・岡田・笠木・瀬口・長谷川・星加・吉田眞・吉田泰各委員

県スポーツ健康教育課：清末指導主事

健対協事務局：谷口局長、岩垣係長、田中主任

【概要】

○平成23年度心臓検診結果は、定期健康診査受診者66,329人のうち、精密検査対象者は1,499人、受診者数1,377人、受診率は91.9%（昨年87.9%）であった。未受診のまま放置されているのは問題であるので、県教育委員会において、未受診の理由について報告して頂くようお願いすることとなった。

○平成23年度心電図検診成績は、受診者数22,094人のうち正常範囲21,480人、要精検者614人、要精検率2.8%（昨年2.5%）であった。地区別要精検率では、小学校東部3.5%、中部2.6%、西部1.3%、中学校東部3.3%、中部3.0%、西部1.8%と西部は東・中部のほぼ1/2しかチェックされていなかったことから、判読体制も含め、一度、検討することとなった。

○今年度の心臓検診従事者講習会を平成25年2月頃に中部地区で開催することとなり、昨年と同様に学校医・学校保健研修会と同日開催することとした。

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

心電図判読料金の値下げについては、従事者講習会経費など出費多端の折、昨年の本委員会において判読料金を下げる件について了承して頂いた。今後とも引き続きより良い検診となるよう、委員の先生方のご協力の程よろしくお願いしたい。

〈坂本委員長〉

平成20年度から新体制となり4年が終了した。定着してきた感はあるが、細かい問題点も出ているようなので、改善すべき点は改善し、今後により良い検診となるよう進めていきたい。

報 告

1. 平成23年度児童・生徒の心臓検診結果について

：清末県スポーツ健康教育課指導主事

県スポーツ健康教育課（市町村立及び県立学校）、及び健対協（国立・私立学校）へ報告のあった1月末時点での集計では、定期健康診断受診者数66,329人のうち、精密検査対象者は1,499人、要精検率は2.26%であった。そのうち、精密検査

受診者数は1,377人、受診率は91.9%（昨年87.9%）であった。受診率は過去最低だった昨年より4.0ポイント増加した。県教育委員会より養護教諭の研修会において呼びかけを行った結果、若干改善したのではないかとのことだった。

精密検査対象者のうち、新規の精密検査対象者（本年度の心電図検査又は校医検診で初めて要精密検査の指示を受けた者）は580人、そのうち精検受診者数544人、受診率93.79%であった。精密検査の結果、要観察127人、管理不要175人、異常なし242人だった。指導区分ではDが1人、Eが126人だった。診断の結果、不整脈・心電図異常が316人（58.1%）、先天性疾患17人（3.1%）、川崎病4人（0.7%）であった。

定期の精密検査対象者数（毎年又は数年に一度定期的に精密検査受診指示があり、本年度精密検査受診対象になっている者）は919人、そのうち精検受診者数833人、受診率90.64%であった。精密検査の結果、要医療21人、要観察730人、管理不要63人、異常なし19人だった。指導区分ではBが4人、Cが5人、Dが32人、Eが713人だった。診断の結果、不整脈・心電図異常294人（35.3%）、先天性疾患362人（43.5%）、川崎病141人（16.9%）であった。定期精密検査対象者は先天性疾患が多い傾向が見られた。

以下の意見があった。

- ・鳥取県の心臓検診システムは全国的にも精度管理が整っており、精密検査受診率は高い。しかし新体制移行後は以前より下がってきている。未受診のまま放置されているのは何かあった場合問題である。
- ・学校によっては精密検査の結果を学校医に報告し今後の対応について相談している所と、連携が取れていない所がある。精検未受診者（平成23年度結果では122人）、つまり管理区分が確定していない生徒の取扱いについて学校はどのように対応しているのか現状を聞く必要がある。
- ・地域によっては学校医を専門外の先生にお願いしているところもあるが、できるだけ小学校は

小児科医を中心に学校医となって欲しい。

協議の結果、県教育委員会では毎年12月に公立学校へ「学校保健・安全・食育状況調査」を依頼する際、心臓検診の受診状況を報告してもらうようお願いしている。この報告と合わせて、未受診者の理由についても報告して頂くようお願いすることとなった。

また、学校医と養護教諭との連携を密にし、何かあれば学校医へ相談し、お互いが問題を投げかけ合えるような関係の構築が重要であるので、再度受診勧告する際に学校医へも状況をフィードバックし、受診勧告に協力していただいたり、養護教諭の研修会等において確認して頂くこととなった。

2. 平成23年度心電図判読結果について：

県保健事業団長谷川課長補佐

実施学校数は270ヶ所、受診者総数は22,094人（小学校：10,581人、中学校：5,433人、高等学校・高等専門学校：5,551人、盲・聾・養護学校：255人、その他：274人）であった。そのうち、正常範囲21,480人、要精検614人、要精検率2.8%であった。昨年度は要精検率2.5%だった。

地区別要精検率では、小学校で東部3.5%、中部2.6%、西部1.3%、中学校で東部3.3%、中部3.0%、西部1.8%と西部は東・中部のほぼ1/2しかチェックされていなかった。

西部地区の要精検率については、21年度に本委員会において判読基準を再確認しガイドラインを徹底して頂くなどした結果、昨年は若干改善傾向が見られたが、今年度は東・中部に比べ低率であった。西部地区においては心電図判読を合同判読ではなく、一人の判読委員で判定し、所見があるものだけ都田委員長が全症例再度見ておられる。坂本委員長より東・中部と同じ方式での実施をお願いしたが、交通事情等により方式を変えることに理解を得られないため、変更することは難しいとのことだった。

同じ判読ガイドラインで実施しているので、判

読方法の違いが影響しているのであれば、西部の体制を検討しなければならないのではないか、との意見があった。

協議の結果、西部地区判読委員会の了解を得て平成23年度に判定した西部地区の一部の症例について、星加委員において再度判読し要精検率を確認することとした。

また、毎年集計している「心電図判読成績」を、各地区判読委員長にも健対協から送付することとした。

3. その他

- ・精密検査医療機関を受診する際には、医療機関や診療日時等が前年と変更になっている場合があるので、必ず電話予約をして頂くよう、各学校へ再度周知徹底して欲しい。
- ・今年度、「至急受診」でない生徒が学校行事に参加するために翌週までに精密医療機関を受診してくるよう指導された学校があった。至急以外は受診を急ぐ必要はないので、時間に余裕を持って予約してもらうよう指導できないかと、その医療機関から健対協へ問い合わせがあった。この件については、行事に参加して何かあってからでは遅いので、学校管理のため学校からの指示にできるだけ協力をお願いしたい、とのことだった。
- ・また、至急でない者は、養護教諭はまず学校医へ行事参加について相談し判断を仰いだ後、その後は精密検査医療機関へ受診してもらうよう指導し、精密検査を受診するまでは、学校医もしくはかかりつけ医においてフォロー体制を検討して頂くのが良いのではないかと、との意見があった。
- ・個人受診なので、精密医療機関以外の医療機関（例えば以前からのかかりつけ医）へ受診する場合がある。この場合は、医療機関は心臓疾患精密検査票（様式第1号）には記入せず、後日、必ず精密検査登録医療機関で受診するよう保護者に促してもらう。このことについては、

学校医へは学校医研修会で伝達するとともに、別途、県医師会報に掲載し周知する。

- ・「学校生活管理指導表」について、学校側が管理するために必要な様式なのに費用（文書料）が発生するののかとの問い合わせが毎年2～3件教育委員会へ寄せられる。適切な管理は口頭では難しいので、そのために必要な書類であるという説明はするが、納得されない保護者もある。医療機関へ問い合わせれば文書料の有無や金額は確認できるので、その事について分かりやすく通知へ明記する。

協 議

1. 心臓病調査票の一部改正について

平成23年度から改正された心臓病調査票について、「はい・いいえ」の位置が左右統一されていないことから、見やすいように一方に合わせて表示して欲しいと判読委員より要望があった。

協議の結果、左側に標記されている質問2と質問4の「はい・いいえ」について右側へ移動し、見やすく改正することとなった。平成25年度の検診より使用する。

2. 精密検査対象者から除外する対象者について

現在、小学1年生などで不完全または完全右脚ブロックと初めて診断された者で、精密検査の結果、「心房中隔欠損症」等の器質的心疾患を否定できている者は、次回（小学4年生など）は「所見あるも精査済み」とし、同所見での精密検査の対象とはしないこととなっている。

このことについては、平成20年3月に健対協より学校医へ通知しているが、最近、同所見で精密検査の対象となる生徒が増えているようである。

協議の結果、「定期健康診査票」に「所見と結果」を必ず記入することとし、進学・進級の際には対象者から除外することの引き継ぎを周知徹底することとした。また、養護教諭においては、「所見あるも精査済み」として対象者から除外する生徒について、学校医との間において共通認識

して頂くよう、お願いしたい。

3. 従事者講習会の日程について

今年度の心臓検診従事者講習会について、集まりやすさ等を考慮し、昨年と同様に学校医研修会と同日開催とすることとなった。時期については、平成25年2月頃に中部地区で学校医・学校保健研修会と同日に開催することとした。テーマや講師について希望があれば、連絡を頂きたい。

4. その他

・学校生活以外で突然死したケース（事故死や病死を除く）のうち、心臓疾患に関連するものがどのくらいあるのかとの質問があった。心電図カルテと照合することでフィードバックできるので、死亡小票から心臓疾患に関係するものが把握できるかどうか、鳥取県がん登録を行っている鳥取大学医学部環境予防医学教室へ一度照会することとなった。

鳥取県健康対策協議会のホームページでは、各委員会の概要、委員会記録、出版物、従事者講習会から特定健診の情報まで随時更新しています。

なお、鳥取県医師会ホームページ (<http://www.tottori.med.or.jp>) のトップページ左領域のメニュー「鳥取県健康対策協議会」からもリンクしています。

→ 「鳥取県健康対策協議会」

<http://www.kentaikyou.tottori.med.or.jp>

